



相続・事業承継への対応 (概要編)

目次

1、相続・事業承継対策の概要	2
(1) 相続と相続対策	2
(2) 相続対策の内容	2
(3) 事業承継対策の内容	2
2、相続・事業承継に関する規定等	3
(1) 相続の基礎知識	3
(2) 課税財産と非課税財産	4
(3) 債務と葬式費用	4
(4) 基礎控除、2割加算、配偶者控除、その他控除	4
(5) 財産の評価	5
(6) 贈与税	6
3、相続・事業承継対策	6
(1) 円滑な相続・事業承継のために	6
(2) 税負担の軽減	7
(3) 課税価格又は課税標準を引き下げる	7
(4) 債務・葬式費用	8
(5) 基礎控除	8
(6) 税率の差異を利用（贈与、譲渡、相続）	8
(7) 相続人等の資産形成と納税資金確保	8
(8) 事業承継への対応	8
参考 事例についての説明	9

1、相続・事業承継対策の概要

(1) 相続と相続対策

①相続

死亡後、遺産を相続人（受遺者を含む）が継承することです。

②相続対策

相続対策とは、生前において、本人及び関係者（相続人、受遺者、その他の者）が望むように、所有する財産（資産・負債）や事業を関係者に取得・継承させるように手を打つことです（事業承継も相続対策の一つです）。

(2) 相続対策の内容

①相続（贈与等を含む）に関する規定等の理解

対策を立てる前に、相続・贈与等に関する、民法、税法その他関連する規定に関し、その概要を理解し、利用できるようにします。

②相続・事業承継が、できる限り円滑に進む環境の整備

相続・事業承継の結果、多額の納税資金、相続人・受遺者間のトラブル、事業承継者の後悔等をできるだけ回避し、相続や事業承継を円滑に進めるための環境を整えるようにします。

③相続税・所得税・法人税等の税負担を合法的に少なくする

財産を相続人・受遺者・事業承継者等に移転すると、相続税・贈与税の他、所得税、登録免許税、不動産取得税の負担があります。その対応をします。

(3) 事業承継対策の内容

事業承継は、事業に関する承継であり、事業に関する事前の承継対策です。

①相続と事業承継の相違点

- イ、事業承継人は、相続人等の他、従業員、他の企業の場合もあります。
- ロ、事業承継人は、経営者としての資質が求められます。
- ハ、相続では負債がある場合、相続放棄、限定承認できますが、事業承継の場合、負債も承継するのが一般的です。
- ニ、事業承継のみに利用できる税制があります。

②事業承継税制

事業の種類に応じて、納税猶予や免税を受けることができる事業承継税制が整備され、一定の要件等を満たす場合、その適用が可能です。

③事業承継の方法

事業承継の仕方には、様々な方法があります。事業内容、事業承継人の状況、

事業を取り巻く環境等を考慮して、適切な方法を選択します。

イ、企業の承継・・・株式の移転（譲渡、贈与、相続）、営業譲渡等

ロ、農業・個人事業・山林事業の承継・・・資産移転（譲渡、贈与、相続）

2、相続・事業承継に関する規定等

相続・事業承継の目的に従い、相続対策、事業承継対策を適切に進めるには、相続、事業承継に関する諸規定・方法に関し、理解を深め、最も望ましい方法を選択します。

（1）相続の基礎知識

①相続の方法

イ、単純承認 ロ、限定承認（3ヶ月以内） ハ、相続の放棄（3ヶ月以内）

自分のために相続の開始があったことを知った日から日数計算。

事例1：相続により、債務を負わない方法

②相続人と相続分

イ、法定（代襲）相続人

第一順位相続人（子）、第二順位相続人（直系尊属）、第三順位相続人（傍系血族）・・・相続放棄、遺留分、代襲相続等に関係します。

ロ、その他の相続財産取得者・・・受遺者（遺言書）、特別縁故者、国

ハ、法定相続分

（イ）妻の相続分 相続人が子・・・1/2、直系尊属・・・2/3、兄弟姉妹・・・3/4

（ロ）妻以外の者・・・妻の残りを均分相続

③相続人の欠格事由と廃除

イ、欠格事由・・・被相続人等の死亡、殺害の告訴、遺言書の偽造等

ロ、廃除・・・被相続人に対し、虐待、重大な侮辱

④遺言

遺言書優先主義・・・被相続人の意思が尊重されます。遺言書には、法律に定める自筆証書遺言（遺言書保管所）、公正証書遺言、秘密証書遺言があります。

遺言は、いつでも撤回でき、何度でも変更できます。

⑤遺留分

遺言でも侵害されない法定相続人の権利。遺留分は放棄することができます。

イ、遺留分が認められる相続人、第一順位相続人及び第二順位相続人

ロ、遺留分は、法定相続分の1/2（第一順位）または1/3（第二順位）

事例2：子供がなく被相続人の兄弟がいる場合、財産をすべて妻に渡す方法

⑥特別受益と寄与分

- イ、特別受益・・・他の相続人と比較し、生前に特定資金等の贈与（住宅等）
- ロ、寄与分・・・被相続人の財産維持や増加に寄与（労務提供、療養介護等）
- ハ、特別の寄与・・・相続人以外の親族が、財産維持や増加に寄与

⑦養子

- イ、普通養子・・・戸籍上実の両親との親子関係を残し、養子縁組で養子
- ロ、特別養子・・・戸籍上の両親と親子関係を断ち、特別養子縁組で養子

(2) 課税財産と非課税財産

①課税財産

- イ、相続により取得した財産（民法規定）
 - ロ、みなし相続財産（税法上の規定）
 - 死亡保険金や保険権利金、退職手当金
- （注）非課税金額（500 万円×法定相続人数）

事例 3：生命保険契約に加入

②非課税財産

- イ、皇嗣財産 ロ、墓・仏壇等 ハ、障害者年金受給権 ニ、国・公益法人等に寄付

事例 4：生前に仏壇やお墓を購入

③生前贈与加算

- イ、相続開始前 7 年以内の贈与財産（前 4 年～7 年の贈与から 100 万円控除）
- ロ、相続時精算課税贈与財産（毎年の贈与から 110 万円を限度として控除）

(3) 債務と葬式費用

①債務

借入金、リース債務、カード・税金・病院代等の未払は、財産から控除

②葬式費用

通夜や本葬費用並びに読経等（香典返し、後日に行う初七日費用を除く）

(4) 基礎控除、2 割加算、配偶者控除、その他控除

①基礎控除

3,000 万円 + 600 万円×法定相続人数

事例 5：法定相続人数と養子

②2 割の税額加算

一親等の血族（孫養子を除く代襲相続人を含む）以外の相続人・受遺者に加算

③配偶者控除

イ、配偶者の法定相続分 ロ、1 億 6 千万円（いずれか多い金額に係る相続税）

④その他控除

イ、未成年控除 ロ、障害者控除 ハ、相次相続控除 ニ、外国税額控除

(5) 財産の評価

①土地

イ、宅地の評価・・・路線価評価と倍率評価

ロ、貸地の評価・・・借地権控除、定期借地権控除、貸家建付地の評価

ハ、小規模宅地・・・居住用・事業用・同族会社 80%控除、貸付用 50%控除

事例 6：土地・建物を同族法人に賃貸

②建物

イ、マンションの評価とその他の建物評価（固定資産税評価）

（注）古い建物の固定資産税評価・・・時価より高い評価が多い。

ロ、貸家（満室等の場合、借家権 30%控除）

③門、塀、庭園、構築物、果樹、立竹木

イ、門、塀、庭園、構築物・・・再調達価格（償却後の再建築価格）×70%

ロ、果樹、立竹木・・・果樹（70%）、立木（庭園設備か否）

④動産

イ、1 個 5 万円以下の家庭用・農耕用・旅館用動産は一括評価できる。

ロ、書画骨董・車・・・売買実例、精通者意見

⑤上場有価証券

イ、上場株式・・・（相続時、当月平均、前月平均、前々月平均）の内低い株価

ロ、投資信託、国債等・・・相続時に売却した場合の手取金額

⑥非上場株式

イ、評価方法 原則法（純資産、類似業種）、配当還元法、特定評価方法

ロ、株主の区分 同族株主、中心的同族株主、中心的な株主、その他

ハ、会社区分 大会社、中会社、小会社、その他区分

ニ、その他区分 株式保有特定会社、土地保有会社、開業 3 年未満、休業中
評価要素（配当、利益、純資産）がすべて 0(2 つが 0)の会社

⑦その他の財産

イ、ゴルフ会員権 ロ、配偶者居住権、敷地利用権 ハ、生命保険契約に関する権利 ニ、無体財産権（特許権、営業権等） ホ、外貨預金等

(6) 贈与税

①暦年贈与

毎年の贈与に対し、110 万円の基礎控除後、累進税率で課税されます。相続開始前 7 年内の贈与財産は、相続財産に加算（前 4 年～前 7 年の贈与から 100 万円控除）されます。

②相続時精算課税贈与

- イ、適用対象者（贈与者・・直系尊属、受贈者 18 歳以上）
- ロ、特別控除 2,500 万円、毎年の基礎控除 110 万円、税率 20%
- ハ、全て相続財産に加算（ただし、毎年の基礎控除額は、全額控除）
- ニ、一度選択すると撤回できない

事例 7：暦年贈与と相続時精算課税贈与の選択

③非課税財産

- イ、扶養義務者からの生活・教育資金の贈与、障害者共済制度の受給権、その他
- ロ、住宅取得資金、教育費用・結婚子育て費用、居住用資産取得の配偶者控除
- ハ、非課税財産は、相続税の課税財産に含めない

事例 8：相続直前対策として、非課税財産、相続人以外の者への贈与

3、相続・事業承継対策

(1) 円滑な相続・事業承継のために

①相続や事業承継の方針を決める

何を目的に、どの者に、どの財産、どの事業を承継させるのか。

②対策を十分に検討

相続・事業承継の方法は、いくつかあります。その効果を比較検討し、適切な方法を選択する。また、相続・事業承継について、相談できる人をもつ。

③相続・事業承継後の想定トラブルの回避

死亡後、相続人や事業継承人間で争いや後悔等の問題が生じないか。

- イ、法定相続人と遺留分
- ロ、遺言書での対策
- ハ、各相続人に対し、生前の説明、事業リスクの説明
- ニ、円満な関係

④納税資金、返済資金の手当

納税資金、借入金返済資金等の確保。

- イ、相続財産や事業承継財産に現預金・上場有価証券を含める。
- ロ、相続人や事業後継者に、生前において資産形成（贈与、譲渡等）。

（２）税負担の軽減

相続・贈与税の計算式を理解し、各項目を合理的な金額にすることです。

①相続税

課税価格＝（相続財産－非課税財産＋前７年内贈与＋相続時精算課税贈与）
－債務・葬式費用

相続税＝（課税価格－基礎控除）×税率－配偶者控除－贈与税控除－各控除

②贈与税

イ、相続時精算課税贈与

（贈与財産－毎年 110 万円の基礎控除－2,500 万円）×20%の贈与税

（注）全て、相続財産に加算されます（毎年の贈与から 110 万円が控除）

ロ、暦年課税贈与

（贈与財産－毎年 110 万円の基礎控除）×累進の贈与税

（３）課税価格又は課税標準を引き下げる

①非課税・税額軽減規定の利用

イ、相続税の非課税

（イ）生命保険金 （ロ）退職手当金 （ハ）墓・仏壇 （ニ）その他

ロ、贈与税の非課税・配偶者控除

（イ）配偶者への居住用財産（ロ）住宅取得資金 （ハ）教育費用、結婚費用

②財産評価規定の利用

イ、現預金で換金性の低い資産（土地・建物等）の購入

（イ）換金性の高い資産（上場有価証券、貸付金等）・・・時価に近い評価

（ロ）換金性の低い資産（土地建物、非上場株式）・・・時価より低い評価

ロ、権利付き資産取得・・・借家権 30%、貸地（20%～50%）

借地権付貸地、定期借地権付土地、貸家立付地、貸家

ハ、非上場株式の評価額の変動を利用

会社の態様、利益、配当等により、評価額が変わる。

③相続税の小規模宅地の評価減規定の利用

イ、居住用・・・330 ㎡部分 80%評価減

ロ、事業用・同族会社事業用宅地・・・400 ㎡部分 80%評価減

ハ、貸付用宅地・・・200 ㎡部分 50%評価減

事例 9：事業用・居住用土地・建物の取得

④生前贈与・譲渡

この場合、税金負担ばかりでなく、相続人等の資産形成・納税資金確保を検討。

事例 10：相続人の資産形成。納税資金確保（相続時精算課税贈与等の利用）

（４）債務・葬式費用

生前に、借入金で土地・建物等を取得（評価方法の差異を利用）。

（注）銀行借入金や同族会社からの借入金で、貸家（土地付）を取得する場合、相続税の税額軽減効果は高いが、借入金の返済資金を考慮する必要があります。

（５）基礎控除

①法定相続人増加

イ、普通養子（１人、子がない場合２人） ロ、特別養子（制限なし） ハ、連子

②相続時精算課税贈与の選択

イ、基礎控除 2,500 万円＋毎年 110 万円

ロ、相続加算において、毎年 110 万円部分の基礎控除部分を減算

（６）税率の差異を利用（贈与、譲渡、相続）

①贈与（暦年贈与、相続時精算課税贈与）

②所得税（自己株式の取得・・・配当と譲渡）

（７）相続人等の資産形成と納税資金確保

①暦年贈与、相続時精算課税贈与

②資産譲渡

イ、収益性の高い資産

ロ、評価が低い時期に譲渡（贈与）

③相続人の資産運用

イ、NISA 等

ロ、同族会社へ賃貸・貸付金

（８）事業承継への対応

①事業承継方法

事業承継にはいくつかの方法があり、企業の場合、次の方法があります。

イ、事業継承者に株式を移転（譲渡、贈与、相続）。

ロ、営業譲渡により、事業の一部を第三者（又は後継者）に譲渡。

ハ、第三者・従業員等に株式を譲渡（M&A）。

ニ、事業を整理し、不動産賃貸業として、相続人等に承継。

ホ、のれんだけを承継させ、事業継承人が望む他の事業に変更。

②事業承継税制

事業承継税制は、事業用財産にかかる相続税（贈与税）に関し、一定期間納税を猶予し、相続人が死亡した場合、免税するもので、次のものがあります。

イ、非上場企業の後継者が、株式等を取得し、企業経営を承継する場合

一般措置（期限なし）と特例措置（令和9年まで）

ロ、農業相続人が農地等を取得した場合

農地を農業投資価格で評価し、通常の評価との差額にかかる相続税の猶予

ハ、個人事業の継承者が、個人事業用資産を取得した場合

事業用財産にかかる相続税の100%が納税猶予

ニ、山林事業を承継するものが山林を取得した場合

ホ、医療法人の持分を相続した場合

③その他

イ、自己株式（非上場株式）の取得に関する所得区分（譲渡所得）

ロ、相続財産を譲渡した場合の所得税の特例（相続税が譲渡費用）

参考 事例についての説明

（前提）・・・家族構成（4名） 本人、配偶者 子供2名

資産構成 現預金・・・50,000千円、自宅土地 30,000千円

自宅建物 10,000千円 土地 50,000千円

自社株式 80,000千円、上場有価証券 50,000千円

課税価格 222,000千円（270,000千円－基礎控除 48,000千円）

相続税の総額 46,700千円

事例1：相続により、債務を負わない方法

①資産より債務が多い場合・・・相続放棄（R4年、260,497件）

イ、相続の開始を知ってから3ヶ月以内（期限の伸長可）に、相続放棄の申述

ロ、資産負債の整理等を行う（生前に、ある程度整理しておく）

ハ、第一順位の相続人が全て相続放棄していた場合の対応

②資産と負債のどちらが多いか不明・・・限定承認

事例2：子供がなく被相続人の兄弟がいる場合、財産をすべて妻に渡す方法

①子供がなく、両親もいない場合、財産の全部を妻に渡す遺言書

相続人が兄弟姉妹（その代償相続人を含む）の場合、遺留分がない。

事例3：生命保険契約に加入

①生命保険金は、法定相続人数×500万円まで非課税

②相続開始の数年前に、一括払い保険に加入（15,000 千円）

事例の場合、課税価格が 15,000 千円減少し、相続税の総額が 5,250 千円減少

事例 4：生前に仏壇やお墓を購入

①相続開始後、お墓、仏壇を購入しても相続税の計算に影響しない。

生前に 5,000 千円で購入、課税価格が減少し、相続税の総額が 1,750 千円減少

事例 5：法定相続人数と養子

①子供がない場合普通養子 2 名、子供がいる場合普通養子 1 名までが法定相続人

②子である長女の夫 1 名を養子とした場合、基礎控除が 6,000 千円増加し、子供の課税価格及び適用税率が減少し、相続税の総額が 4,900 千円減少

事例 6：土地・建物を同族法人に賃貸

①所有していた土地（50,000 千円）の上に、上場有価証券 50,000 千円で倉庫用建物（固定資産税評価 30,000 千円）を建て、同族会社に倉庫として賃貸する。

イ、建物の評価額 $30,000 \text{ 千円} \times (1 - 0.3) = 21,000 \text{ 千円}$

ロ、土地の評価額 $50,000 \text{ 千円} \times (1 - 0.5 \times 0.3) = 42,500 \text{ 千円}$

これにより、課税価格が 36,500 千円減少し、相続税の総額が 11,325 千円減少

事例 7：暦年贈与と相続時精算課税贈与の選択

①毎年、110 万円贈与するならば、相続時精算課税が有利（加算ゼロ）

②70 歳を超えてからの贈与の場合、暦年贈与より相続時精算課税が望まれる

③子供の資産形成・収入拡大が目的の場合、相続時精算課税の採用

事例 8：相続直前対策として、非課税財産、相続人以外の者への贈与

①相続税に加算されない財産・・・贈与税の非課税財産、配偶者の軽減
相続人以外の者への贈与

②直前に行う場合・・・公証人役場での確定日付、契約書、医師の診断書

事例 9：事業用・居住用土地・建物の取得

自宅土地 30 坪（99 m²）、事例 6 の倉庫用土地 50 坪（165 m²）が小規模宅地

①自宅評価 6,000 千円（ $30,000 \times 0.2$ ）、倉庫用土地 8,500 千円（ $42,500 \times 0.2$ ）

事例 6 の課税価格 36,500 千円の減少に加え、さらに小規模宅地の評価減で 58,000 千円の課税価格が減少。その結果、相続税の総額が 25,850 千円減少

事例 10：相続人の資産形成、納税資金確保（相続時精算課税贈与等の利用）

①相続人である子供に対し、早い段階から、普通贈与、相続時精算課税贈与

②贈与財産、譲渡財産は、収益を生む財産とする。

（注）30 年以上前は、預金も 3%～5%の金利を生んだが、その後はゼロ

③子供に一定の現預金が貯蓄できたら、贈与だけでなく、土地・建物・非上場株式の譲渡も併せて行う。

④相続人に納税資金がない場合、相続人の納税資金を確保できる遺産分割を行う

⑤子供に贈与・譲渡した資産の管理を適正に行う。